

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和4年9月6日

原告ら訴訟代理人

弁護士 千葉恒久

同 針ヶ谷健志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告準備書面（17）

【保守連合】

以下では、補助参加人吉田勉及び補助参加人保守連合（以下「保守連合」という）の令和4年6月16日付第2準備書面に対する反論を中心に、同会派の支出の違法性について主張をおこなう。

目次

| | |
|--|---|
| 第1 調査研究費 | 2 |
| 1 駐車場代について | 2 |
| (1) 三鷹市での駐車場利用（H14-99,100） | 2 |
| (2) T P 玉川学園駐車場での複数議員での利用（H16-176、177、178） | 4 |
| (3) 大西議員による団体の会議出席、調査 | 5 |
| (4) 新井議員・町田市立体育館駐車場 | 6 |
| (5) 白川議員・町田市立体育館駐車場 | 6 |

| | |
|---|----|
| (6) ぽっぽ町田パーキングについて | 7 |
| (7) 市民のサークル活動..... | 8 |
| (8) 「教育を考える会」の会議について | 8 |
| (9) 地方議員との面談について..... | 8 |
| (10) 新井議員の青年会議所の活動に係る駐車場代について..... | 8 |
| (11) 白川議員の所属していたみんなの党の活動にかかる支出について..... | 12 |
| 2 鉄道代について | 12 |
| (1) 連続していない鉄道利用 | 12 |
| (2) 白川議員による2014年のSUICA利用について | 13 |
| 3 ガソリン代について | 14 |
| (1) たとえ使途基準の限度内であっても違法な支出になること | 14 |
| (2) 新井議員のガソリン代の支出について | 14 |
| (3) 大西議員のガソリン代の支出について | 15 |
| (4) 白川議員のガソリン代の支出について | 18 |
| 第2 資料購入費 | 19 |
| 第3 広報費 | 20 |
| 第4 通信運搬費 | 22 |
| 1 使途基準及び運用指針の解釈について | 22 |
| 2 新井議員の通信費の支出について | 22 |

第1 調査研究費

1 駐車場代について

(1) 三鷹市での駐車場利用 (H14-99,100)

保守連合は、第2準備書面において、H14-99及び100の支出について、新井議員と白川議員がそれぞれ駐車場を使用した旨主張する。しかし、そもそもこのような主張は保守連合の準備書面(1)では全く主張されていなかったうえ、以下のようにあまりにも不自然な点が多い。

| | | | | | |
|---------|-------|----|-------|---|--|
| H14-99 | 04/27 | 新井 | 4,000 | 駐車場代 タイムズ下連雀第25 駐車場(三鷹市下連雀4-16)4月27日(日)15時51分～28日(月)21時19分の「現地調査」とされている | ・長時間 29時間28分の駐車・遠方(三鷹駅南口、三鷹消防署下連雀出張所近く) ・日曜日午後から月曜日深夜にかけての駐車 |
| H14-100 | 04/28 | 新井 | 1,800 | 駐車場代 タイムズ下連雀第25 駐車場(三鷹市下連雀4-16)4月28日(月)18時23分～28日23時57分の「現地調査」とされている | ・遠方(三鷹駅南口、三鷹消防署下連雀出張所近く) ・長時間 5時間34分の駐車 ・遠方での月曜日夕方から深夜の利用。 |
| H14-175 | 04/28 | 白川 | 300 | 駐車場代 タイムズ原町田6丁目2F 駐車場(原町田6-26)14時24分～17時21分「現地調査」とされている | ・繁華街 ・現地調査の目的不明・長時間 約3時間の駐車 |

まず、三鷹市は遠方であり、もともと予定していなかった白川議員が、遠くから急きょ駆け付ける、というのは通常は考え難い。会合の具体的内容についての主張立証もなく、「関係者の話を聞くため」とだけの説明になっている。保守連合によれば、2日間にわたる会合がおこなわれ、1日目の夜には「会食」もおこなわれた、とのことである(保守連合第1準備書面)から、大がかりな会合であったことになる。しかも、調査(会合)は2日目の夜まで実施されたことになる(同夜に白川議員が参加した、との主張)。しかし、これほどの会合であれば事前に予定が組まれ、当日の資料等も準備されたはずであるし、白川議員も会合について知っていたはずである。ところが、こうした資料等は全く提出されていない。え、会合の名称すら説明されていない。

次に、白川議員の出庫が23時57分である一方、新井議員の出庫は2時間以上早い21時19分である(H14-99)。声を掛けた本人である新井議員がすでに出庫した後、白川議員が2時間半残るというのも不自然である。

また、第2準備書面における保守連合の主張を前提としても、白川議員が三鷹まで赴くことは所要時間を考慮すると不可能である。すなわち、2014年4月28日、白川議員は、原町田6丁目の駐車場を利用し、17時21分頃までは町田市において「現地調査」を行っていた、とされている（H14-175）。白川議員が町田市での現地調査を終え、三鷹市下連雀へ自動車で向かった場合、グーグルマップによれば約1時間12分かかる（甲154）が、町田市から三鷹市へ向かう場合、多摩市、稲城市、府中市の各市街地をぬけることとなること、この時間帯は渋滞が激しいことからすれば、より長時間かかることが推測される。白川議員が目的地の三鷹市下連雀の駐車場に「18時23分」に到着するのは明らかに不可能である。

さらに、仮に保守連合が主張する経緯であったとすると、一旦白川議員が駐車場利用の領収書を受け取り、料金を支払い、その後領収書を新井議員に渡したという流れとなる（領収書の支出者は新井議員となっている）。しかし、白川議員の支出とせず、わざわざこのような受け渡しを行うことはあまりにも不自然である。

「他の議員の駐車場代を肩代わりした」のが事実だとすれば、支出者が誰であるかという、支出の大前提そのものを操作したことになるが、もしそうであれば極めて杜撰な領収書の管理がなされていたことになる。

(2) TP玉川学園駐車場での複数議員での利用（H16-176、177、178）

保守連合は、H14-176、-177、-178の支出について、「明日の日本を考える会・町田会議」に大西議員と、大西議員から声をかけられた白川議員および新井議員の3人が参加した旨主張する。

| | | | | | |
|---------|-------|----|-------|---|---|
| H16-176 | 05/24 | 大西 | 1,300 | 駐車場代 TP 玉川学園駐車場 14時15分～16時22分「会議」とされている | ・同日、同じ駐車場に、ほぼ同時間帯で駐車 H16-177、H6-178と矛盾 |
|---------|-------|----|-------|---|---|

| | | | | | |
|---------|-------|----|-----|--|----|
| H16-177 | 05/24 | 大西 | 400 | 駐車場代 TP 玉川学園駐車場 15 時 35 分～16 時 11 分 「打ち合せ」とされている | 同上 |
| H16-178 | 05/24 | 大西 | 300 | 駐車場代 TP 玉川学園駐車場 15 時 47 分～16 時 08 分 「打ち合せ」とされている | 同上 |

しかし、前述の三鷹の駐車場の支出の例にも共通することであるが、「明日の日本を考える会・町田会議」の活動が不明であり、当日の資料や会則、活動報告なども全く提出されていない。

なお、町田には、「日本の明日を考える会・町田」とう市民団体が存在するが、2018年5月に町田市議会議場での「国旗の掲揚」に関する請願をおこなった団体であり、大西議員がいう団体とは明らかに無関係である。その他に、「明日の日本を考える会・町田」に類する団体は存在しない。

(3) 大西議員による団体の会議出席、調査

大西議員は、横浜市緑区にある JR 横浜線・田園都市線こどもの国線の結節点である長津田駅周辺での多数回にわたり長時間駐車場を利用している。

保守連合は、第1準備書面では駐車場利用の理由として様々な会議、調査のためと主張し、第2準備書面では、国会議員と頻繁に会議を行った旨主張している。

しかし、市議会議員として国会議員と多数回に及ぶ多種多様な内容の会議を開催することは、政治活動であれば別であるが多くあるとは思えないし、そもそも当該会議の実態が不明である。

保守連合の第1準備書面では、以下のように各種の団体に言及されているが、町田では全く存在を知られていない団体であり、それぞれの団体の実態は全く不明である。保守連合はその点についての資料も提出しない。

- ① 憲法問題地方議員の会
- ② 外国人問題を考える会
- ③ 習近平来日問題を考える会

- ④教育を正す会
- ⑤LGBT 問題を考える会
- ⑥外国人参政権に反対するための会議
- ⑦拉致問題地方議員の会
- ⑧憲法改正報告書研究会
- ⑨教科書採択問題研究会
- ⑩教育をただす地方議員の会
- ⑪自治体の市政報告書の在り方研究会
- ⑫町田の教育を考える会

大西議員は、2014年度及び2015年度に多数に及ぶ調査を行っているが、調査報告書等も全く提出されていない。

- ①冬の不忍の池の水質調査
- ②場外馬券売り場の調査
- ③夏の不忍の池の水質調査
- ④築地市場での現地調査
- ⑤夏の皇居のお堀水質薬師池公園の調査
- ⑥冬の皇居のお堀水質と薬師池公園の調査
- ⑦町田の緑の保全に関連して、明治神宮の植生の調査
- ⑧町田市と世田谷の祭りの比較調査や打ち合わせ
- ⑨町田市と都心の商店街との比較調査のため、10月、11月の調査

(4) 新井議員・町田市立体育館駐車場

保守連合は、新井議員が市立総合体育館の大型映像装置設置の導入が課題になっていた旨主張する。しかし、原告が確認した限り、新井議員が、この点について町田市議会の中で一般質問したことは一度もない。新井議員がもつぱら、この設備導入に関して体育館を利用したとは考えられない。

(5) 白川議員・町田市立体育館駐車場

保守連合は、白川議員がダンス協会の会合に参加した旨主張する。しかし、ブ

ログ記事には「4年ぶりに社交ダンスの講習会に参加しています」との記載と写真の記載があるのである（甲42-1）。これはダンス協会への会合への参加ではないことは明らかである。

(6) ぽっぽ町田パーキングについて

保守連合は、第1準備書面において、H14-166の支出に関して「中心市街地内の不法駐輪されやすい薄暗い通りを会派の2名が調査したため2枚の領収書が添付されている。」と主張した。ところが、第2準備書面では、違法駐輪の調査のために新井議員と他1名の議員と、駐車場を利用したが、もう1名分の領収書が既に存在しないため、H14-166を政務活動費から除外するとした。

| | | | | | |
|---------|-------|----|-----|----------------------------------|---|
| H14-165 | 12/04 | 新井 | 500 | 駐車場代 ぽっぽ町田パーキング駐車場 17時22分～18時23分 | ・不自然な領収書（券No. 10-130742）H14-166の支出の領収書と全く同じ領収書が貼付されており、二重の支出となっている。 |
| H14-166 | 12/04 | 新井 | 500 | 駐車場代 ぽっぽ町田パーキング駐車場 17時22分～18時23分 | 同上 |

しかし、上記の説明にはおよそ信憑性が無い。すなわち、H14-165とH14-166は、領収書等添付用紙には、異なる頁に、別々に添付されているものの、券のナンバー（No. 10-130742）、入庫時間（17時22分）、出庫時間（18時23分）が全く同じである。両者は明らかに同一の駐車に関するものである。要するに、1枚の領収書で2回分の駐車場代を二重計上したというのが実態である。

なお、町田市中心市街地における違法駐輪問題について、原告が町田市道路部に問い合わせをしたところ、約10年以上前から、当時の町田市建設部が、(株)まちづくり公社に調査業務を委託し、近年、違法駐輪が減少したとのことであった。また、2014年の新井議員他1名による調査レポートの結果などが存在の有無など、担当課との間のやり取りを確認したが、そのような事実は確認されな

かった。新井議員が違法駐輪問題を議会において一般質問として行ったこともなく、新井議員の主張するような活動実態はなかったことが明らかである。

(7) 市民のサークル活動

保守連合は、議員が団体のサークル活動へ参加することは政務活動にあたる旨主張する。しかし、議員が私的に活動を行うことは政務活動に当たらないのは当然である。原告がすでに主張したとおり、議員による私的な活動と推測される支出は多数に上っており、これらすべてが適法な政務活動とは到底思われない。

(8) 「教育を考える会」の会議について

大西議員は、「教育を考える会」の会議へ参加したとのことであるが、いかなる会であるのか全く不明である。保守連合はその実態を示す何らの資料も提出しない。

(9) 地方議員との面談について

保守連合は、白川議員による H16-84～87 の支出について、相模原市議員、地方議員との面談のための支出であると主張する。しかし、面談を行った議員の名前も面談の趣旨も全く明らかにしていない。駐車時間はいずれも短く（H16-84 は 50 分、H16-85 は 8 分、H16-86 は 28 分、H16-87 は 25 分）、他の自治体の議員との「面談」のための駐車であったとは到底考えられない。

(10) 新井議員の青年会議所の活動に係る駐車場代について

原告がすでに主張したとおり、保守連合の新井議員は、2014年まで町田青年会議所に所属していた。そして、町田青年会議所の活動にかかった費用を町田市議員としての政務活動として扱っていることがうかがわれる。このような活動に対する政務活動の支出は当然違法である。

ア 「防災・復興支援の会議」「防災・復興支援に関する会議」「自治体で

きる復興支援の調査研究」にかかる支出について

保守連合は、2014年の新井議員による駐車場利用やタクシー利用について、「防災・復興支援の会議」「防災・復興支援に関する会議」「自治体でできる復興支援の調査研究」のためとその目的を主張している。

この点、新井議員は2014年度、日本青年会議所東京ブロック協議会の防災・復興支援委員会担当の副会長に就任し（甲74の1）、様々な会議を主宰する側で活動していた。このことについて、新井議員は2015年度第1回定例会（3月5日）本会議の一般質問において、以下のとおり自ら述べている。

「続きまして、災害発生時の対応についてであります。私は、昨年卒業いたしました。青年会議所という団体に所属をしておりました。2011年、東日本大地震が発災したときには町田青年会議所から日本青年会議所というところに出向しておりました。ちょうど防災を担当するグループの幹事という役職をやっておりました。まさに震災の中で東北3県、被災をしているところ、現場にも行きましたし、どういう状況でどういう支援をしたというのを目の当たりにしたところでありまして、そこから3年たった昨年、2014年、町田から東京ブロック協議会というところに出向させていただいて、そこでは防災復興支援担当の副会長として、この東京に、そして全国にどういう体制をつくったらいいのかというものを1年間研究し、そして運動を推進する立場でありました。・・・」

新井議員が参加したという「防災・復興支援の会議」「防災・復興支援に関する会議」「自治体でできる復興支援の調査研究」は、日本青年会議所東京ブロック協議会の活動であり、議員としての政務活動ではない。要するに、他の民間団体の活動の費用を公金である政務活動費から支出していたのである。

イ 青年会議所の活動への参加

新井議員は、2014年度、町田青年会議所の理事会に直前理事長として、また、日本青年会議所関東地区東京ブロック協議会の2014年度組織図によると、防災・復興支援委員会の副会長として、エリアD（町田、むさし府中、調布、多摩、稲城、狛江）の担当として活動をしていた（甲74の1）。

これら青年会議所の活動と新井議員の駐車場代の支出を対照すると、以下の

とおり数多く対応関係が認められ、青年会議所の活動に対する支出であることが強く推認される（甲147～151）。

【町田青年会議所としての活動】

| 支出番号 | 支出日 | 支出額 | 支出内容 | 町田青年会議所 | 保守連合の主張 |
|---------|-------|-------|--|--|--|
| H14-163 | 05/01 | 600 | 駐車場代 アイペック原町田第2駐車場（原町田3丁目7）19時02分～5月2日00時20分「現地調査」とされている | 5月度理事会 19:30～22:00 会場:町田市民文学館ことばらんど | 中心市街地の複数の器物損壊に関する現場の調査のため。シャッターがしまった後でないと確認できないため・・・ |
| H14-13 | 05/17 | 1,360 | タクシー代 千代田自動車(株)(所在地 町田市)「現地調査」とされている | ○地域社会における文化の向上、明るいまちづくりに関する事業5月度例会 | 小学校の現地調査から、見通しの悪い交差点の現地調査へ移動する経費 |
| H14-14 | 05/18 | 1,000 | タクシー代 東日本個人タクシー(協)(所在地 町田市) 須藤タクシー「現地調査」とされている | 治安向上まち☆クリ 町田クリーンアップ作戦 第2回 町田市役所周辺 | 市内経済活性化・まちづくりに関する会議 |
| H14-15 | 05/22 | 1,000 | タクシー代 富士交通有限公司(所在地 町田市)「現地調査」とされている | 第3回臨時理事会青年会議所事務局 18:30～19:10 わんぱく相撲「東京大会・全国大会」参加・協力に関する件 | 市内不動産業務従事者より聞き取り |
| H14-164 | 06/12 | 600 | 駐車場代 アイペック原町田第2駐車場（原町田3丁目7）18時27分～6月 | ○その他 6月度例会市民フォーラムホール 19:30～22:00「理事 | 中心市街地の複数の器物損壊に関する現場の調査のため。シャッターがし |

| | | | | | |
|--------|-------|-------|-------------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| | | | 13日 00時24分 「現地調査」とされている | 長選挙 立候補理由表明 立会演説会 | まった後でないの確認できないため・・・ |
| H14-36 | 10/02 | 1,000 | タクシー代 神奈中ハイヤー(株) 「現地調査」とされている | 10月度理事会 19:30~22:00 町田文学館 ことばらんど | 市内経済活性化・まちづくりに関する会議 |
| H14-37 | 10/02 | 1,000 | タクシー代 神奈中ハイヤー(株) 「現地調査」とされている | 同上 | 市の対応についてのクレームを聴取するため |
| H14-40 | 11/13 | 1,000 | タクシー代 京王自動車株式会社 「現地調査」とされている | ○地域社会における文化の向上、明るいまちづくりに関する事業11月度例会 | 市内経済活性化・まちづくりに関する会議 |

【日本青年会議所東京ブロック協議会防災・復興担当副会長としての活動】

| 支出番号 | 支出日 | 支出額 | 支出内容 | 日本青年会議所 | 保守連合の主張 |
|--------|-------|-----|-------------------------------------|--|------------|
| H14-17 | 06/01 | 910 | タクシー代 京王自動車株式会社(本部多摩市) 「現地調査」とされている | 防災フォーラム「地域をまもるのはキミだ!~JCと社協の災害支援協定の意味~」 小金井商工会館 | 防災・復興支援の会議 |

上記の他に保守連合が「防災・復興支援に関する会議のため」と主張する支出は以下のとおりである。

H14-16、H14-107、H14-108、H14-109、H14-111、H14-34、H14-35、H14-38、H14-43。

これらは、いずれも新井議員が担当するエリア D に含まれる地域又は近接する地域での支出である。したがって、これらの支出も日本青年会議所の活動のための支出である。

(11) 白川議員の所属していたみんなの党の活動にかかる支出について

保守連合は、白川議員による H14-174、H14-177 の駐車場の利用等の目的について、「月 1 回行っている市民との情報交換」や「月 1 回行っている子育て意見交換会」であるなど主張している。

しかし、これらの情報交換、意見交換会は、白川議員が所属していた政党であるみんなの党の活動に他ならない。

すなわち、みんなの党に所属する地方議員はそれぞれ党として統一的な活動を行う点に特徴がある。例えば、選挙活動の際、自転車にのぼり旗という同じような格好で活動を行うなどしていたのである。そして、みんなの党の議員は「月一回の意見交換会」という活動も、みんなの党所属議員にみられる特徴的な活動なのである。例えば、同時期、大和市の山本光弘市議が同様の活動を行っていた（甲 152）。

なお、月一回の定期的な活動であれば、何らかの案内や広報がされていたはずであるが、そうした資料も提出されていない。

| | | | | | |
|---------|-------|----|-----|---|--------------------|
| H14-174 | 02/08 | 白川 | 600 | 駐車場代 タイムズ原町田 6 丁目 2F 駐車場 (原町田 6-26) 13 時 25 分～15 時 21 分 「現地調査」とされている | 月 1 回行っている市民との情報交換 |
| H14-177 | 07/06 | 白川 | 500 | 駐車場代 タイムズ原町田 6 丁目 2F 駐車場 (原町田 6-26) 16 時 24 分～17 時 23 分 「現地調査」とされている | 月 1 回行っている子育て意見交換会 |

2 鉄道代について

(1) 連続していない鉄道利用

白川議員は、2014 年度、Suica の利用による鉄道代を支出している（H14-75、81、82）。この支出について、保守連合は、久喜市及び西東京市への移動は選挙の応援を兼ねていたことを認めたものの、あくまで調査出張の目的であっ

たと主張している。

しかし、調査目的の出張であれば、始点（町田）から目的地、目的地から終点（町田）まで経路と利用時間が連続しているはずであり、こうした連続性のない鉄道利用はそもそも不自然である。

なお、運用指針の「調査活動費 交通費の鉄道賃、バス代」に関する留意事項では、

「(11) 交通費は原則として、領収書を徴収する。鉄道、バスで領収書の徴収が困難な場合は、支払証明書に別紙6「交通費支出記録簿」を添付するものとする。

(13) Suica カード・PASMO カードは履歴印字で打ち出した紙を添付するものとする。ただし、「交通費支出記録簿」でも可能とする。」

とされている。

(2) 白川議員による2014年のSUICA 利用について

白川議員は、2014年の鉄道代について、領収書として「履歴印字されたSuicaの支出記録」を領収書等添付用紙9枚に切り貼りし、領収書として提出しているが、「保守連合会派白川議員2014年度Suicaの詳細」（甲153）はこの鉄道代の支出をまとめたものである。

例えば、白川議員は、2014年4月13日、久喜への調査出張と称する鉄道利用について、町田駅から新宿駅までの代金は請求しているにも関わらず、新宿駅から久喜駅への鉄道代は支出していない。また、帰りは久喜駅から新宿駅の代金が支出され、翌日付の新宿駅から町田駅間の鉄道代が請求されている。このように、通常であれば利用するはずの鉄道の利用が欠けている。

この久喜市への「調査出張」と同じように、片道交通費の出張調査が35件、また、日付をまたいでの出張調査が30件ある。

また、御徒町、新横浜、菊川、国分寺、南林間、海老名、座間、栢間、箱根湯本、武蔵小杉、都立大学前、学芸大学前、渋谷、新宿、かしわ台、田無、桜新町などと、何のための調査であるのか全く不明のものも多々あるが、これらの支出について、合理的な説明が全くなされていない。

3 ガソリン代について

(1) たとえ使途基準の限度内であっても違法な支出になること

保守連合は、一議員当たり14万4000円以内のガソリン代支出であれば使途基準に違反することはない旨主張する。

しかし、通信費の項目で主張したとおり、たとえ金額としては使途基準に収まる支出であっても、政務活動のための支出でないことが明らかな支出は適法ではない。仮に保守連合の主張に従えば、議員が家族旅行で使ったガソリン代の支出も政務活動費となりうることになってしまうが、そのような場合が適法な支出と評価されるはずがない。

また、ガソリン代の使途基準については、平成27年度までは、「自家用車の燃料費は1人当たり年額12万円以内とする」(乙33)という限度額であったものが、平成28年度以降は「自家用車の燃料費は、14万4千円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出することができるものとする」(乙34)という限度額に変更になった。しかし、このような変更がなされた理由も全く不明であり、使途基準も不適切である。

(2) 新井議員のガソリン代の支出について

保守連合は、H15-236及びH15-237について、新井議員がスノータイヤを積載した状態で車を使用したため、燃料消費が激しくなった旨主張した。しかし、タイヤの重さはせいぜい10数キログラムであり、タイヤ4本であっても人間一人程度の重さにしかならない。少なくとも1日おきの給油が必要なほどの事態になることは考えられず(仮にそうであれば途中で気が付くのが当然でタイヤを下すのが普通である。)、到底真実とは認められない主張である。

また、保守連合は、以下の表の支出について、集中的に市内各所を回って市民との意見交換を行ったとの主張もしている。

| | | | | | |
|---------|-------|----|-------|-----------------------------------|---------------------|
| H14-257 | 08/21 | 新井 | 5,628 | (株)東日本宇佐美 16号鶴野森 18時11分 36.08L | ・連日給油 H14-258と連日に給油 |
|---------|-------|----|-------|-----------------------------------|---------------------|

| | | | | | |
|---------|-------|----|-------|--|---------------------------|
| H14-258 | 08/20 | 新井 | 2,959 | (株)東日本宇佐美 16号鶴野森 11時22分 18.97L | 同上 |
| H15-232 | 06/01 | 新井 | 2,794 | (株)東日本宇佐美 16号鶴野森 17時21分 21.17L | ・一日おき給油 2日目に給油、H15-233 |
| H15-233 | 06/03 | 新井 | 3,278 | ENEOS フロンティア東京第2 DD セルフ忠生店 20時12分 25.02L | 同上 |

しかし、H14-257は夕方の給油で、H14-258は午前の給油であり、その間には17時間程度しかない。しかも、深夜早朝の時間帯を含む。この時間帯に市内各所を回って市民と意見交換を行うことは考えられない。なお、同日給油や連日給油は他にも多数回見られるのであるが、そのように頻繁な移動がなされることは考えられない。

以上の支出以外にも同日・連日給油が多数見られ、合理的な反論もされていない。

2014年度

H14-274 と H14-275 (中2日給油)

2015年度

H15-234 と H15-235 (連日給油) H15-284 と H15-285 (中3日給油)

H15-294 と H15-295 (中3日給油) H15-236 と H15-237 (一日おき給油)

2016年度

H16-270 と H16-271 (一日おき給油)

(3) 大西議員のガソリン代の支出について

大西議員は、自動車を複数保有していると主張する。

しかし、政務調査・政務活動において、複数の自動車を使い分ける必要が生じる、というのは考え難い。また、たとえ複数台数を所有していても、複数の車両に同時に乗車して政務活動することはできないはずである。従って、複数車両を所有していることは、同日給油などの頻繁な給油についての説明にはならない。

いわんや、2台の車両にほぼ同じタイミングで給油することは、自宅の隣がガソリンスタンドでもなければ不可能である（大西議員の自宅に最も近い給油所は、薬師池近傍や山崎団地にあるものの、往復で20分ほどはかかる）。

| | | | | | |
|---------|-------|----|-------|--|----------------------|
| H14-249 | 04/17 | 大西 | 3,000 | 有限会社 石阪石油 薬師 SS 16 時 56 分 18.29L 現金フリー | ・連日給油 H14-250 と連日に給油 |
| H14-250 | 04/18 | 大西 | 2,449 | 株式会社 NS コーポレーション山 崎団地 SS 10 時 42 分 15.80L 現金メンバー | 同上 |
| H14-251 | 04/20 | 大西 | 3,990 | 中央石油(株)セルフ金井 17 時 00 分 25.91L UFJ ニコス (カ) × × × × | ・連日給油 H14-252 と連日に給油 |
| H14-252 | 04/21 | 大西 | 5,853 | 株式会社 NS コーポレーション山 崎団地 SS 09 時 37 分 37.76L 三菱 UFJ ニコス 0 × × × | 同上 |

以上4件の給油は4日の間になされたものであるが、給油量を合計すると約100リットル（97.76リットル）の給油がなされたことになる。仮に1リットルで12キロメートルの走行が可能な自動車であれば、約1170キロメートル、町田から佐賀県まで到達する距離を移動したことになる。しかし、政務調査において、このような大量のガソリンが必要となる事態は考えられない。

| | | | | | |
|---------|-------|----|-------|--|--------------------------|
| H14-245 | 07/23 | 大西 | 2,709 | 中央石油販売(株)山崎団地 SS 11 時 58 分 16.93L 現金 フリー | ・同日給油 H14-246 と 同日に給油 |
| H14-246 | 07/23 | 大西 | 5,000 | 中央石油販売(株)山崎団地 SS 11 時 39 分 31.25L 現金 フリー | 同上 |

| | | | | | |
|---------|-------|----|-------|--|--------------------------|
| H14-247 | 08/21 | 大西 | 5,737 | 中央石油販売(株)山崎団地SS 20時16分 36.31L 現金 フリー | ・同日給油 H14-248 と 同日に給油 |
| H14-248 | 08/21 | 大西 | 3,459 | 中央石油販売(株)山崎団地SS 20時30分 21.89L 現金 フリー | 同上 |

以上の2組の同日給油は、それぞれ19分後に16.93L、14分後に21.89Lの給油がなされているものである。しかし、一度ガソリンスタンドで給油をしてから、別の自動車に乗り換えて同じスタンドに戻り、再び給油をおこなう、などという荒唐無稽の給油を現実に大西議員がおこなったとは到底考えられない。明らかに別人が給油した際の領収書である。

大西議員は、上記以外にも同日給油や連日給油がきわめて多い。同議員が仮に複数の自動車を使っていたとしても、このような同日連日給油がこれほど頻繁に生じることは考えられない。

2014年度

政務活動費として請求されたガソリン代40件中18件がこうした給油
(網掛けは同日給油)

H14-313 と H14-314、H14-249 と H14-250 と H14-251 と H14-252、
H14-253 と H14-254、H14-322 と H14-323、H14-324 と H14-246・H14-245、
H14-255 と H14-256、H14-247・H14-248 と H14-325、

2015年度

政務活動費として請求されたガソリン代51件中38件がこうした給油
H15-210 と H15-211、H15-212 と H15-213、H15-214 と H15-215、
H15-216 と H15-217、H15-197・H15-198 と H15-199、H15-218 と H15-219
H15-219 と H15-221 と H15-222 と H15-223、H15-224 と H15-225、
H15-200・H15-201・H15-202、H15-203・H15-204、H15-226 と H15-227、
H15-205・H15-205、H15-248 と H15-249、

H15-207・H15-208・H15-209、H15-228 と H15-229、
H15-253 と H15-230 と H15-231

2016 年度

政務活動費として請求されたガソリン代 63 件中 44 件がこうした給油
H16-231 と H16-232、H16-234 と H16-235、H16-241 と H16-242、
H16-199 と H16-200、H16-244 と H16-245 と H16-246、H16-201 と H16-202、
H16-248 と H16-203 と H16-204、H16-249 と H16-205 と H16-206、
H16-207 と H16-208 と H16-250、H16-209 と H16-210、H16-211 と H16-212、
H16-213 と H16-214 と H16-215 と H16-216、H16-217 と H16-218、
H16-197 と H16-256 と H16-257、H16-260 と H16-261、
H16-262 と H16-263 と H16-264、H16-265 と H16-266、H16-219 と H16-220

(4) 白川議員のガソリン代の支出について

以下のとおり、白川議員にも以下のように、連日給油が多数みられる。

| | | | | | |
|---------|-------|----|-------|--|----------------------------|
| H14-259 | 01/16 | 白川 | 7,582 | 中央石油販売相模原イースト SS 17 時 27 分 61.76L ミツイ スミトモカード 4 × × × | ・一日おき給油 2 日目に給油、H14-260 |
| H14-260 | 01/18 | 白川 | 3,290 | 中央石油販売相模原イースト SS 17 時 56 分 26.97L ミツイ スミトモカード 8 × × × (VISA MASTER) | 同上 |
| H14-267 | 12/27 | 白川 | 5,000 | 鶴見石油(株)しらとり台 SS 01 時 02 分 37.59L ミツイ スミトモカード 8 × × × | ・連日給油 H14-268 と連日に給油 |
| H14-268 | 12/28 | 白川 | 3,248 | 中央石油販売相模原イースト SS 13 時 09 分 25.58L ミツイ スミトモカード 8 × × × | 同上 |

上記以外の違法支出

2014 年度

H14-261 と H14-262(一日おき給油)H14-263 と H14-264(一日おき給油)

H14-265 と H14-266(一日おき給油)

2015 年度

H15-238 と H15-239(連日給油)

2016 年度

H16-221 と H16-222 連日給油、H16-223 と H16-224(一日おき給油)

H16-225 と H16-226(一日おき給油)H16-300 と H16-301(中 2 日給油)

H16-227 と H16-228(一日おき給油)H16-305 と H16-306(中 3 日給油)

2017 年度

H17-44 と H17-45(中 3 日給油)

第 2 資料購入費

新井議員は、玉川学園 8-18-23 の住所で、2014 年～2020 年末まで、下記のとおり毎月新聞代を支出している。後述するとおり、上記住所は新井議員の後援会事務所であり、当然違法な支出である。

| | | | | |
|---------|----|--------|--|------------------------|
| H14-355 | 新井 | 44,407 | 一般紙購読 読売新聞 4 月分 4,037 円×11 44,407 円 | 町田市玉川学園 8-8-23 |
| H15-324 | 新井 | 4,037 | 一般紙の購読 読売新聞 4 月 4,037 円 (玉川学園 8-18-23) | ・私的な資料 議員個人宅での新聞購読費 |
| H15-325 | 新井 | 36,773 | 一般紙の購読 東京新聞 5 月分 3,343 円×11 か月 36,773 円 玉川学園 8-18-23 | 同上 |
| H16-338 | 新井 | 3,343 | 一般紙購読 東京新聞 4 月分 3,343 円 (玉川学園 8-18-23) | ・私的な資料 議員個人宅での新聞購読費 |

| | | | | |
|---------|----|--------|--|------------------------|
| H16-339 | 新井 | 44,407 | 一般紙購読 毎日新聞 4037*11 =44,407 | 同上 |
| H17-75 | 新井 | 4,037 | 一般紙購読 毎日新聞 4月分 4,037円(玉川学園 8-18-23) | ・私的な資料 議員個人宅での新聞購読費 |
| H17-76 | 新井 | 30,087 | 一般紙購読 東京新聞 5月分 3,343円×9ヶ月(玉川学園 8-18-23) | ・私的な資料 議員個人宅での新聞購読費 |

第3 広報費

保守連合会は、第1準備書面において、2017年度の広報費を除くほとんどの支出について、現実に支出した議員名を明らかにした。しかし、以下に述べるとおり、これらの支出は新井議員の選挙活動のための支出である。

まず、2018年2月25日は、町田市議会議員選挙の投票日である。新井議員の過去3年間の支出をみても、12月から2月にかけてこのような多額の広報費の支出はない。この年が他の年と異なる点としては、この市議会議員選挙があったという点である。よって、この多額の支出は選挙活動の支出のほかは考えられない。

次に、これらの支出は印刷、郵送、及びポスティングなどにかかる支出のようであるが、政策宣伝チラシの印刷及びその発送、ポスティングに他ならない。これらの支出には議会報告の地域版として、新井地域版01、玉川学園版、旭町版、原町田号、森野版、またポスティングについて、玉川学園チラシとの記載がある。これらの各地域はいずれも新井議員が選挙基盤としている地域である。

以上のように、これらの支出は使途として禁止されている選挙活動そのものである（運用指針では「選挙活動に伴う経費」が「支出できない経費」として明記されている）。

領収書等添付用紙を確認すれば、これらの支出が新井議員のものであることは一目瞭然であるが、保守連合が新井議員の名前を公表せず、支出者を「会派」としているのは、あまりにも明白な選挙運動費用であったためと推測される。政務活動費の使途として禁止されている政治活動そのものであり、到底容認する

ことはできない。総額 1,147,481 円となる。

| | | | | |
|--------|-------|----|---------|--|
| H17-51 | 12/01 | 会派 | 7,756 | ポスティング代として(11月22日~11月25日) 1,890枚 |
| H17-52 | 12/19 | 会派 | 26,730 | メインDM用(6,000部) |
| H17-53 | 12/19 | 会派 | 21,500 | メイン駅用(5,000部) |
| H17-54 | 12/25 | 会派 | 10,275 | 保守連合議会報告新井地域版01(2,000部) |
| H17-56 | 01/11 | 会派 | 12,300 | 保守連合議会報告玉川学園版(7,000部) |
| H17-57 | 01/11 | 会派 | 5,610 | 保守連合議会報告平成30年1号(2,500部) |
| H17-58 | 01/11 | 会派 | 40,720 | 保守連合議会報告平成30年1号(30,000部) |
| H17-59 | 01/18 | 会派 | 10,920 | 保守連合議会報告中町旭町版(5,500部) |
| H17-60 | 01/18 | 会派 | 12,925 | 保守連合議会報告原町田号(6,500部) |
| H17-61 | 01/18 | 会派 | 42,190 | 保守連合議会報告平成30年2号(25,000部) |
| H17-62 | 01/18 | 会派 | 153,760 | 郵送代 2480通(町田郵便局) |
| H17-63 | 01/18 | 会派 | 108,560 | 郵送代 1,180通(町田郵便局) |
| H17-64 | 01/19 | 会派 | 13,509 | 郵送代 171通(町田西郵便局) |
| H17-65 | 01/19 | 会派 | 28,045 | 郵送代 355通(鶴川郵便局) |
| H17-66 | 01/21 | 会派 | 9,130 | 保守連合議会報告森野版(5,000部) |
| H17-67 | 01/23 | 会派 | 85,105 | 保守連合議会報告平成30年3号(30,000部) |
| H17-68 | 01/27 | 会派 | 13,370 | 保守連合議会報告平成30年3号(3,000部) |
| H17-69 | 01/28 | 会派 | 28,850 | 保守連合議会報告平成30年2号増刷版(17,000部) |
| H17-70 | 02/07 | 会派 | 26,685 | 保守連合議会報告平成30年3号増刷版2(4,500部) |
| H17-71 | 02/07 | 会派 | 16,450 | 保守連合議会報告平成30年3号増刷分(2,500部) |
| H17-72 | 03/02 | 会派 | 429,881 | ポスティング代として ①1月31日~2月3日 玉川学園チラシ(7,000枚) ②1月31日~2月3日 減税チラシ(30,957枚) ③2月7日~2月10日(24,700枚) ④2月14日~2月17日(42,080枚) |

第4 通信運搬費

1 使途基準及び運用指針の解釈について

保守連合は、第1準備書面において、通信費の支出について、使途基準及び運用指針の上限額に適合する範囲内では使途基準に違反する支出と認定する余地はない、などと主張する。

しかし、使途基準では、通信運搬費を政務活動費として支出できるのは、「会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要する経費」に限定されている。そのため、政務活動費には該当しない支出が計上されている場合、たとえ上限内であつても政務活動費として認める余地はない。

また、保守連合は、携帯電話の端末代を含む電話料金について「議員の調査研究活動のために必要なもの」などと主張するが、携帯電話等が調査研究活動だけでなく、政治的な活動や私的な活動にも使用することは当然考えられる。そのため、これらの料金の全額が「会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要する経費」にはならないのが通常である。保守連合からも、全額が政務活動費に該当することについて、主張や立証はされていない。

2 新井議員の通信費の支出について

保守連合は、新井議員の通信費（H15-330、H16-347）について、新井議員の事務所問い合わせ先の番号であり、自宅や、実家の固定番号ではないと主張する。

しかし、この支出の契約場所となっている住所（東京都町田市玉川学園 8-18-23）は新井議員の選挙のための後援会事務所である（甲154）。同議員の後援会は政治団体としてその旨、東京都選挙管理委員会にも届出がなされている。

新井議員の通信費は、以下のとおりである。

契約者 新井よしなお

J:COM のパックプランお得プラン スタANDARD

320M コース（インターネット速度320メガ）

PHONE を利用・・・1台

【テレビ】

【インターネット】 ホーム Wi-Fi 使い放題 スマートフォンも

【固定電話】 042 - 724 - 0086

番号ディスプレイ

リレーフォン…転送サービス

PHONE (追加回線) …固定電話1台、マスキングしており番号は不明

KDDI au 携帯電話2台…うち1台分支出

すなわち、固定電話は追加回線を含め計2台、それぞれの固定電話に番号ディスプレイサービスあること、テレビ利用料、インターネット利用料、携帯電話2台、リレーフォンと電話転送サービスが利用できるようになっていることがわかる。

このうち、固定電話1台分、テレビ、携帯電話1台分は請求の対象から外されているから、政務活動費ではないことを保守連合や新井議員自身が認めていることになる。しかし、一体的に契約されている他のサービスについても、後援会事務所で選挙活動や政治活動に利用されている部分があることは明白であるから、その部分を政務活動費に計上するのはおかしい。

また、除外されていない固定電話などの分も、同議員の後援会活動に用いられているものである。上記の固定電話番号(042 - 724 - 0086)は、東京都選挙管理委員会に報告されている「新井よしなお後援会」の連絡先の番号と一致している。

以上